

# Rokin Information

## NPO事業サポートローン

(2010年11月1日現在)

1. 商品名	ろうきんNPO事業サポートローン						
2. お申込みいただける法人	<p>特定非営利活動法人（NPO法人）で、次の全ての条件に該当する法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること</li> <li>・当金庫の営業地区内（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県）に主たる事務所のある法人</li> <li>・原則として、貸出を受けようとする事業を法人格取得前も含めて3事業年度以上継続して行っており、かつ法人格取得後最低1事業年度の決算が確定している法人</li> </ul> <p>※例外としてお取り扱いが可能な場合もありますので、最寄りの営業店にお問い合わせください（お取り引きは、原則として、NPO法人の主たる事務所の所在地を管轄する営業店となります）。      ※法人格を有しないNPO（任意団体）については、NPO事業サポートローンの対象となりません。</p>						
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人の行う特定非営利活動にかかわる事業に必要な以下の資金にご利用いただけます。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="427 896 1458 1055"> <tr> <td data-bbox="427 896 660 983">短期の運転資金</td> <td data-bbox="660 896 1458 983">           経常運転資金、つなぎ資金、季節資金等            ※赤字補填資金は対象となりません。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 983 660 1055">設備資金</td> <td data-bbox="660 983 1458 1055">新規設備資金、事務所等施設取得資金等</td> </tr> </table>	短期の運転資金	経常運転資金、つなぎ資金、季節資金等 ※赤字補填資金は対象となりません。	設備資金	新規設備資金、事務所等施設取得資金等		
短期の運転資金	経常運転資金、つなぎ資金、季節資金等 ※赤字補填資金は対象となりません。						
設備資金	新規設備資金、事務所等施設取得資金等						
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一法人あたりのご融資金額は以下のとおりになります。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="440 1164 967 1337"> <tr> <td data-bbox="440 1164 673 1220">無担保貸付</td> <td data-bbox="673 1164 967 1220">500万円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1220 673 1276">有担保貸付</td> <td data-bbox="673 1220 967 1276">5,000万円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1276 673 1337">預金担保貸付</td> <td data-bbox="673 1276 967 1337">1億円以内</td> </tr> </table>	無担保貸付	500万円以内	有担保貸付	5,000万円以内	預金担保貸付	1億円以内
無担保貸付	500万円以内						
有担保貸付	5,000万円以内						
預金担保貸付	1億円以内						
5. 貸出方法 および ご返済期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご返済期間が1年以内は手形貸付または証書貸付、1年超は証書貸付でのご利用となります。</li> </ul> <p>【ご返済期間】</p> <p>(1) 手形貸付：最長1年（手形期日は3か月以内）</p> <p>(2) 証書貸付：無担保 原則5年以内      有担保 原則10年以内</p> <p>※つなぎ資金は1年以内・その他の運転資金は原則1年以内（事由により最長3年）となります。</p>						

6. ご融資金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出方法により固定金利または変動金利のご利用となります。</li> <li>(1) 手形貸付 <ul style="list-style-type: none"> <li><b>【固定金利】</b></li> <li>・お借入時の金利を手形期日まで適用します。</li> </ul> </li> <li>(2) 証書貸付 <ul style="list-style-type: none"> <li><b>【変動金利】</b></li> <li>・年4回ご融資金利が見直され変動します。</li> <li>・新規貸出金利は原則として年4回、1月1日・4月1日・7月1日・10月1日の当金庫が定める短期プライムレートを基準金利として、見直し基準日の1か月後の2月1日・5月1日・8月1日・11月1日に決定されます。</li> <li>・ご利用後の金利見直しは、当金庫が定める短期プライムレートを基準金利として、年4回（1月1日・4月1日・7月1日・10月1日）見直し、見直した借入利率の適用開始日は、見直し基準日の1か月後の2月1日・5月1日・8月1日・11月1日とします。</li> </ul> </li> </ul> <p>※それ以外に金融情勢の変化等により金利を見直す場合があります。</p>
7. ご融資方法 および ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご融資金は当金庫NPO法人名義の普通預金口座へご入金させていただきます。</li> <li>(1) 手形貸付 <ul style="list-style-type: none"> <li>利息先取方式の期日一括償還方式</li> <li>※利息先取方式とは、ご融資時にご融資日から手形期日までのお利息を予めいただく方式です。お利息は、ご融資日から手形期日までの日数を1年を365日とする日割り計算で算出します。</li> <li>※期日一括償還方式とは、予め決めていただいた期日に全額償還していただく方式です。</li> </ul> </li> <li>(2) 証書貸付 <ul style="list-style-type: none"> <li>元金均等月賦償還方式</li> <li>※元金均等償還方式とは、毎回一定の返済元金に利息を加えてお支払いいただく返済方式です。</li> </ul> </li> </ul>
8. 担 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無担保貸付をご利用の場合は不要です。</li> <li>・有担保貸付をご利用の場合、不動産に第1順位の抵当権または根抵当権を設定させていただきます。</li> <li>・預金担保貸付をご利用の場合は、原則として、借主名義の当金庫へお預け入れの預金を担保として差し入れていただきます。</li> </ul>
9. 保 証	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 預金担保貸付以外の保証の取扱い <ul style="list-style-type: none"> <li>NPO法人の理事（原則として代表者および常勤の理事）の方3名以上に個人連帯保証人となっていただきます。</li> </ul> </li> <li>(2) 預金担保貸付の保証の取扱い <ul style="list-style-type: none"> <li>① NPO法人名義の預金が担保の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>NPO法人の理事（原則として代表者）の方1名に個人連帯保証人となっていただきます。</li> </ul> </li> <li>② 第三者担保提供の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>NPO法人の理事（原則として代表者）の方1名および当該担保提供者に連帯保証人になっていただきます。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

<p>10. お問い合わせ・相談・苦情等の受付窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約内容や商品に関するお問い合わせ・相談・苦情等は、お取引店か最寄の本支店または下記のフリーダイヤルにて受付けます。</li> <li>【お問い合わせ窓口：お客様相談デスク】 0120-86-6956 受付時間 平日 午前9時～午後6時</li> <li>【苦情相談窓口：お客様サポート】 0120-851-581 受付時間 平日 午前9時～午後5時</li> </ul> <p>なお、当金庫の相談・苦情等への対応については、「相談・苦情等に対する取組の概要」を公表しておりますので、窓口にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p><b>【中央労働金庫ホームページ <a href="http://chuo.rokin.com">http://chuo.rokin.com</a>】</b></p>
<p>11. 第三者機関に問題解決を相談したい場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。</li> <li>なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。</li> <li>【窓口：(社)全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</li> <li>【仲裁センター】 東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031 第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588 第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249</li> </ul> <p>※仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問い合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。</p> <p><b>【中央労働金庫ホームページ <a href="http://chuo.rokin.com">http://chuo.rokin.com</a>】</b></p>
<p>12. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他詳しい内容、返済額の試算についてご希望がありましたら、営業店にお気軽にご相談ください。</li> <li>・ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望にそえない場合がございますので、ご了承ください。</li> </ul>

中央労働金庫